

4 農業・水産業

農林業センサスは、次の規定のいずれかに該当する事業を行う全ての「農林業経営体」を対象としています。

- ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を営む者
- イ 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業を営む者
 - ①露地野菜作付面積 15アール
 - ②施設野菜栽培面積 350平方メートル
 - ③果樹栽培面積 10アール
 - ④露地花き栽培面積 10アール
 - ⑤施設花き栽培面積 250平方メートル
 - ⑥搾乳牛飼養頭数 1頭
 - ⑦肥育牛飼養頭数 1頭
 - ⑧豚飼養頭数 15頭
 - ⑨採卵鶏飼養羽数 150羽
 - ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽
 - ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- ウ 農作業の受託の事業を営む者
- エ 保有山林面積が3ヘクタール以上で、かつ過去5年間に育林もしくは伐採作業を行った者または調査実施年をその計画期間に含む「森林施業計画」を作成している者
- オ 委託を受けて育林を行っている者
- カ 委託を受けまたは立木を購入して素材生産を行い、過去1年間の素材生産量が200立方メートル以上の者

調査期日 2月1日現在

自給的農家 経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

販売農家 経営耕地面積が30アール以上または農産物販売金額が50万円以上の農家

専業農家 世帯員中に兼業従事者が1人もいない農家

兼業農家 世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家

兼業従事者 調査期日1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者

1 総農家、自給的農家、販売農家数

(単位：戸)

年次	総農家数	自給的農家数	販売農家数
平成12年	7 897	2 595	5 302
17	7 014	2 863	4 151
22	13 855	6 378	7 477
27	11 954	5 852	6 102

資料：文書行政課（農林業センサス）